三を超えるもの（申請日において設立の日以後二十六月を経過していないもののうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの）であることを証する書面

五　特許法施行令第十条第二号ロに掲げる者に該当する者（組合等に限る。）　前号ロに掲げる書面

六　特許法施行令第十条第二号ハに掲げる者に該当する者（次号に該当する者を除く。）　次に掲げる書面

イ　第一号イに掲げる書面

ロ　その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十五項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）であることを証する書面

七　特許法施行令第十条第二号ハに掲げる者に該当する者（組合等に限る。）　前号ロに掲げる書面

八　特許法施行令第十条第二号ニに掲げる者に該当する者（次号に該当する者を除く。）　次に掲げる書面

イ　第一号イに掲げる書面

ロ　その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第九条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新（同法第二条第七項に規定する経営革新をいう。）のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従つて承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものであることを証する書面

九　特許法施行令第十条第二号ニに掲げる者に該当する者（組合等に限る。）　前号ロに掲げる書面

十　特許法施行令第十条第二号ホに掲げる者に該当する者（次号に該当する者を除く。）　次に掲げる書面

イ　第一号イに掲げる書面

ロ　その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第十一条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓（同法第二条第九項に規定する異分野連携新事業分野開拓をいう。）に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものであることを証する書面

十一　特許法施行令第十条第二号ホに掲げる者に該当する者（組合等に限る。）　前号ロに掲げる書面

十二　特許法施行令第十条第二号ヘに掲げる者に該当する者（次号に該当する者を除く。）　次に掲げる書面

イ　第一号イに掲げる書面